

## 茨城県衛生研究所評価委員会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、茨城県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）の中期運営計画及び年度実施計画の取組状況や目標の達成度について評価するため、「衛生研究所の機関評価指針」（令和4年4月1日制定）に基づき設置する茨城県衛生研究所評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について評価を行う。

- (1) 中期運営計画の事前評価、年度評価及び実績評価
- (2) 調査研究事業の評価等

### (委員会の組織)

第3条 委員会は、内部委員及び外部委員をもって構成する。

- 2 内部委員は、保健医療部次長及び保健所長会の代表者を充てる。
- 3 外部委員は、地域保健・公衆衛生分野の専門家、有識者5名以内とし、別途委嘱する。
- 4 前項の規定により委嘱された委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第3項の規定により委嘱された委員は、再任されることができる。
- 6 委員会に委員長1名を置く。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、評価の結果をとりまとめ、事務局及び必要に応じてその主管課に報告する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(調査研究事業の評価等)

第6条 調査研究事業の評価等については、茨城県衛生研究所調査研究企画・評価実施要項に定める。

(事務局)

第7条 委員会に関する事務は、衛生研究所において行う。

(その他)

第8条 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この要領は、平成23年1月19日から施行する。

この要領は、平成30年4月18日から施行する。

この要領は、令和2年6月2日から施行する。

この要領は、令和2年11月26日から施行する。

この要領は、令和4年4月27日から施行する。